７　「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額（別表十(七)「21」－「11」）　⑷⑼　」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「留保　②」の欄には、別表十(七)「23」の金額から同表「13」の金額を減算した金額を記載すること。

⑵　「社外流出　③」の欄には、別表十(七)「22」の金額から同表「12」の金額を減算した金額を記載すること。

別表五㈠付表の記載要領第二号中「第８条第２項」を「第８条第３項」に改める。

別表六㈢の記載要領第二号中「第９条の７第６項本文」を「第９条の７第４項本文」に改め、同第三号中「第48条の13第７項本文」を「第48条の13第５項本文」に改める。

別表六㈢付表一の記載要領第一号中「第９条の７第６項ただし書」を「第９条の７第４項ただし書」に、「第48条の13第７項ただし書（」を「第48条の13第５項ただし書（」に、「同令第48条の13第７項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

別表六㈤の記載要領第一号中「第３号から第５号までにおいて同じ。」を削り、同第三号を次のように改める。

３　「所得金額仮計（別表四「26の①」）　⑽」の欄は、当該事業年度において法第64条の８（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により損金の額に算入された金額又は令第19条第６項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した場合の別表四「26の①」の金額を記載すること。

別表六㈤の記載要領第四号及び第五号を削り、同第六号を同第四号とし、同第七号を同第五号とする。

別表六㈨の表中

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	を	情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除	に、別表六(二十三)「15」を

別表六(二十三)「18」	に、	別表六(二十四)「43」	を	別表六(二十四)「37」	に、	別表六(二十六)「41」	を	別表六(二十六)「38」	に、	別表六(	